

茅ヶ崎市指定サービス事業者等の指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者、介護医療院の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス、指定介護療養施設サービス、介護医療院サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びにこれらに係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関してこの市が行う指導の実施方法等の基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の基本方針)

第2条 指導は、指定サービス事業者等に対し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）、茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年茅ヶ崎市条例第10号）、茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年茅ヶ崎市条例第6号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）、

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）、茅ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年茅ヶ崎市条例第11号）、茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年茅ヶ崎市条例第9号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）等（以下「基準省令等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項についての周知徹底とその遵守をさせることを基本とする。

2 指導に当たっては、指定サービス事業者等に関連する都道府県、市町村その他関係する機関等との連携を図って実施する。

（指導の形態及び方法）

第3条 指導の形態及びその方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

指定サービス事業者等のうち指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も

可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は次のア～ウの内容について、指定サービス事業者等に対し、原則、実地に行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で実施する。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

2 市長は、指導の対象となる指定サービス事業者等を決定したときは、当該指定サービス事業者等へ指導実施前に指導の日時、場所及び出席者等必要な事項を書面により通知する。

（実施計画）

第4条 市長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定し、当該年度の実施時期等に関する実施計画を作成するものとする。

（指導の結果等）

第5条 市長は、運営指導の結果について、当該指定サービス事業者等に対して通知しなければならない。また、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、書面によってその旨を通知するものとするとともに、期限を定めて報告書の提出を求めるものとする。

2 市長は、運営指導の結果、介護報酬の請求に誤りがあり、過誤調整が必要な場合には、当該指定サービス事業者等に対して、同様の誤りがないか点検を行ったうえでその結果を報告するよう指導するものとする。また、過誤調整の対象となった介護給付等対象

サービスに係る要支援者又は要介護者（以下「要介護者等」という。）が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、当該指定サービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返戻するよう指導するものとする。

3 市長は、運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

4 市長は、運営指導の結果について、当該指定サービス事業者等に関連する都道府県、市町村その他関係する機関等へ情報提供を行うものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市指定サービス事業者等の指導及び監査実施要綱（平成18年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。